

## 2013年改正韓国特許法の紹介

尹 勝 煥\*

**抄 録** 本稿では、2013年3月22日に公布された改正韓国特許法の主要改正内容として、出願人／特許権者がその責めに帰することができない事由で期間を懈怠した場合の救済手続、手数料返還対象、電気通信回線を通じて公衆が利用可能な場合の規定に関する改正事項及びその他の立法不備事項の補完などについて紹介します。

**Q 1** 今回の韓国特許法の主要改正事項は何ですか？

**A 1** 今年の改正特許法の主要改正事項は、①「特許出願や特許権において消滅した権利の救済」の拡大（2013.7.1施行）、②手数料返還対象の追加（2013.7.1施行）、③インターネット公知要件の拡大（2013.7.1施行）、④共同出願の要件の明確化（2013.3.22施行）、⑤正当な権利者の出願の審査請求期間の緩和（2013.3.22施行）、⑥補正書取扱規程の整備（2013.7.1施行）です。

**Q 2** 特許出願や特許権において消滅した権利の救済の改正事項にはどのような内容が含まれますか？

**A 2** 特許に関する手続違反で補正命令を受けたにもかかわらず、指定された期間内に補正しなかったり、特許料を納付期間内に納付しない場合、当該手続は無効となり、特許権は消滅したことになります。ただし、期間懈怠が補正を行うべき者あるいは特許権者の責めに帰することができない事由に起因した場合には、所定の救済期間内に当該事由の疎明を通じて無効処分の取消または消滅権利の回復を求めることができます。このような救済手続は従前

法にも既に規定されていましたが、改正法では救済可能期間がさらに拡大されました。また、改正法では期間懈怠に対する救済手続が別途に設けられていなかったその他の一部の法定期間についても同様の救済規定を新設しました。

**Q 3** 救済可能な期間は具体的にどの程度に拡大されましたか？

**A 3** 手続違反による補正命令の場合、改正前は補正命令を受けた者の責めに帰することができない事由で指定期間を徒過したときその理由消滅日から14日以内に無効処分の取消を求めることができましたが、改正法ではこのような無効処分の取消請求が可能な期限を責めに帰することができない事由の消滅日から2カ月以内に大幅に拡大しました（改正特許法第16条第2項、改正実用新案法第3条で準用、2013.7.1施行）。ただし、当初指定された期間の満了日から1年が経過した場合には、無効処分を取り消せないのは改正前と同一です。

**Q 4** 救済が適用される特許に関する手続違反とは、どのような場合のことですか？

\* 金・張 法律事務所 韓国弁理士  
Seung-Hwan YOON

**A 4** 「特許に関する手続違反」とは、出願または請求その他の手続が特許法で定めた「方式」に違反し、特許庁長官または特許審判院長による補正命令の対象となる事項のことです。例えば、行為能力のない未成年者などが法定代理人を介さずに手続をした場合、代理権の授権範囲を逸脱して手続を進めた場合、審査請求料などの手数料を納付しない場合などがこれに該当します。このような手続違反がある場合、特許庁長官または特許審判院長は期間を指定して欠陥を補正することを命じ、これに応じない場合には、特許庁長官または特許審判院長は該当手続を無効とすることができます。従って、このような特許庁長官または特許審判院長による補正命令の対象とならない事項、例えば、実体審査過程中的審査官／審判官が指定した拒絶理由通知書または無効審判請求書に関する意見書／答弁書の提出期間などについて徒過した場合には、本条項は適用されません。

**Q 5** 救済の要件となる「その責めに帰することができない事由」とは、何ですか？

**A 5** 従前の「天災地変やその他の不可避な事由」と規定されていたものが2001年の改正法を通じて「その責めに帰することができない事由」と表現が修正されました。すなわち、「その責めに帰することができない事由」とは、天災地変、その他の不可避な事由だけでなく、一般人が通常の注意を尽くしても避けられない事由も含むものと解釈されます。

**Q 6** 特許料納付期間を徒過した場合の救済手続はどのようになりますか？

**A 6** 最初の3年分の特許料は登録決定または登録審決の謄本を受けた日から3カ月以内に一度に納付しなければならないが、この期間を経過した場合には、経過した日から6カ月以内であれば一定の加算料（1ヶ月経過の場合

は本来納付額の20%、2～3ヶ月経過は30%、4～6ヶ月経過は50%）を上乗せして追納が可能です。4年目分からの特許料は当該権利の設定登録日から毎年1年分ずつその前年度に納付しなければならない（数年分または残余年次分の一括納付も可能）、この期間を経過した場合には、経過した日から6カ月以内であれば上記と同様の加算料を上乗せして追納が可能です。また、上記期間内に特許料の「一部」を不足して納付した場合には、特許庁は補填命令を下し、その補填命令を受けた日から1カ月以内に不足分の金額を納付して補填することができます。このような追納期間と補填期間が経過しても特許料を納付しなかった場合、特許権は消滅することになりますが、これに対する救済措置として改正前の特許法では、納付期限の徒過が特許権者の責めに帰することができない事由に起因した場合、納付期限満了日から6カ月の除斥期間の経過前であれば、その理由が終了した日から14日以内に特許料を納付することで失効した特許権を回復することができるようにする規定をおいていました。今回の改正法では、この救済可能な期間をさらに拡大し、その責めに帰することができない事由が終了した日から「2カ月以内」に特許料を納付するか、補填することによって、失効した権利を再回復できるように改正し、このような権利回復が可能な除斥期間も従前の納付期間満了日（追納期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日）から6カ月以内から「1年以内」に拡大されました（改正特許法第81条の3、改正実用新案法第20条で準用、2013.7.1施行）。

**Q 7** 期間懈怠に対する救済手続で新しく設けられた法定期間はどのようなものですか？

**A 7** 審査請求期間及び再審査請求期間がその対象です。改正前は審査請求期限(出

願日から5年)及び再審査請求期限(拒絶決定  
謄本を受けた日から30日)について期間懈怠時  
にこれを救済できる規定が全く設けられていま  
せんでしたが、今回の改正法では出願人がその  
責めに帰することができない事由で審査請求期  
間/再審査請求期間を懈怠した場合、その理由  
が消滅した日から「2カ月以内」に審査請求/  
再審査請求ができる規定を新設しました。ただ  
し、上述した他の救済規定と同様に、その責め  
に帰することができない事由の消滅日から2カ  
月以内であっても、本来の期間満了日から1年  
が経過した時には、このような救済が許容され  
ないという除斥期間が設けられています(改正  
特許法第67条の3, 改正実用新案法第15条で準  
用, 2013.7.1施行)。

**Q 8** 手数料返還対象の追加は具体的にどの  
ような内容ですか?

**A 8** 特許出願時に通常、韓国特許庁に納付  
する手数料には特許出願料、審査請求  
料、優先権主張申請料があります。改正前は特  
許出願後1カ月以内に出願を取り下げるか放棄  
した場合、上記手数料のうちの特許出願料と審  
査請求料は返還されるものの、優先権主張申請  
料は返還対象から除外されていました。今回の  
改正法では、特許出願料及び審査請求料だけ  
でなく、優先権主張申請料(優先権主張1件当  
たり18,000ウォン)まで返還対象が拡大され、  
これによって出願後1カ月以内に取下または放棄  
した場合には、出願時に納付した全ての手数料  
が返還されることになりました(改正特許法第  
84条第1項第4号, 改正実用新案法第20条で準  
用, 2013.7.1施行)。

**Q 9** 電気通信回線を通じた公知に関する規  
定はどのように改正されましたか?

**A 9** 新規性喪失の公知事由の1つとして、  
改正前は「大統領令で定める電気通信

回線を通じて公衆が利用可能になった場合」と  
規定されていました。改正法では、ここから「大  
統領令で定める」という制限を削除し、新規性  
喪失の対象となる電気通信回線の範囲を拡大し  
ました。すなわち、従前法では「大統領令で定  
める電気通信回線」(例えば、政府、国公立研  
究機関などの一部公信力のある機関のウェブサ  
イト)を通じて公開された技術についてのみ公  
知であると認めていたのですが、インターネット  
の活性化で大多数の技術公開が各種のインタ  
ーネットポータルサイトなどを通じてなされて  
いる現実を反映させ、電気通信回線の類型に関  
する制限を撤廃したのです(改正特許法第29条  
第1項第2号, 改正実用新案法第4条第1項第  
2号, 2013.7.1施行)。

**Q 10** その他の改正事項にはどのようなもの  
がありますか?

**A 10** 共同発明のように特許を受ける権利が  
2人以上の共有にかかる場合には、日本と同様に、  
共有者全員が共同で特許出願しなければなら  
ないことになっています。改正前は  
この共同出願の規定があたかも共同発明者に対  
してのみ制限的に適用されるかのように解釈さ  
れる余地がありましたが(即ち、特許を受ける  
ことができる権利が発明者から2人以上の他人  
に移転された場合などは、共同出願として適用  
されないかのように解釈される余地がありまし  
たが)、今回の改正法では、これを明確にして  
発明者か否かに関係なく、特許を受ける権利が  
共有の場合には、常に共同で出願しなければ  
ならないと明文化しました(改正特許法第44条、  
改正実用新案法第11条で準用, 2013.3.22施行)。  
また、韓国特許法には無権利者(発明者でない  
者であって特許を受けることができる権利の承  
継人でない者:いわゆる冒認出願者)に対する  
正当な権利者の保護手段として、無権利者の出  
願以後に正当な権利者の出願があった場合、正

当権利者の出願日を無権利者の出願日に遡及して認める規定がありますが、もしも無権利者の出願日から5年が経過した後で正当な権利者が出願したとすると出願日が遡及適用された時にはすでに「出願日から5年」という審査請求期限が徒過してしまうという問題がありました。今回の改正法ではこのような不合理を是正し、無権利者の出願日から5年以後に正当な権利者の出願がある場合には、正当な権利者が実際に出願した日から30日以内に審査請求を可能にする規定を新設しました（改正特許法第59条第3項、改正実用新案法第12第3項、2013.3.22施行）。最後に、拒絶理由通知に関する意見書提出期限内に2回以上の補正書の提出がある場合、最後の補正を除いた以前の補正はいずれも取り下げられたものとみなす規定を新設することによって、補正書の取扱と関連した処理指針を明確にしました（改正特許法第47条第4項、改正実用

新案法第11条で準用、2013.7.1施行）。

**Q 11** 今後予定されている韓国特許法改正にはどのようなものがありますか？

**A 11** 外国語出願の許容及び出願形式の緩和などを含む改正作業が2014年公布を目標に現在進行中です。外国語出願関連改正は英語で記載された明細書の出願を認めるという内容と（ただし、一定期間以内に韓国語訳文の提出が必要）、PCT出願の国内段階への移行出願について、補正可能範囲を現在の韓国語訳文基準から国際出願日に提出された外国語原文明細書基準に切り替える内容が論議されています。出願形式に関しては、現在のような厳格な明細書の記載要件を緩和し、論文自体を出願書に添付して提出しても、出願日が認められるようにする内容が論議されています。

（原稿受領日 2013年6月26日）

